

稲沢市中小企業振興基本条例（素案：4次修正案）

前文

天下の奇祭として有名な「国府宮はだか祭」、また近年「織田信長公生誕の地」としても知られる稲沢市は、濃尾平野のほぼ中央部にあり、名古屋市へのアクセスが良いため、ベッドタウンとして発展してきました。交通の便の良さから大手企業等の工場が数多く立地しています。

大化の改新（645年）の後、尾張国の国府が置かれて、政治的中心都市であるとともに奈良時代には、国分寺・国分尼寺が建立され、尾張大國霊神社が尾張国の総社と定められた。また、江戸時代には、東海道と中山道を結ぶ美濃路の宿場町として賑わいを見せていました。

平成17年4月に稲沢市・旧祖父江町・旧平和町が合併し、新しい稲沢市が誕生し、キャッチコピー「自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く文化創造都市」を掲げ、肥よくな土壌と温和な気候を生かし、植木や苗木の産地として発展してきました。

稲沢市の業種構成の比率は、卸・小売業、サービス業、製造業、建設業、その他、バランスよく構成され、多様な産業集積が図られていますが、平成24年から事業所数、工業の事業者数、商業の事業者数、小規模事業者数のすべてが減少に転じ、人口も平成26年から減少に転じています。

近年の経済国際化・企業間競争の激化に加え、少子高齢化、人口減少、消費構造の変化等、中小企業を取り巻く環境は変化しており、経営者の高齢化、後継者不足、事業承継等の課題が深刻になってきています。

こうした中で、市内の事業所の大半を占める中小企業は、様々な団体等と連携し、多様な事業活動を通じ、地域循環型経済の基礎であり続けるとともに、人材育成や雇用創造の中心的な役割を果たしています。

稲沢市が将来にわたり、持続可能なまちづくりを進めていくためには、「生まれ、成長し、学び、働き、暮らす」という人間の営みをプロデュースし、それと地域づくりを連結させた新たなライフスタイルの提案が必要となります。地域を良くするのは、政府や行政に委ねられたものではなく、地域住民、地域の事業者自らが構想を立て、実行しなければ変化を生み出すことはできません。

そのためには、中小企業者自らが、創意工夫して、新しい価値を創造し、地域で再投資を行い、事業経営の安定・向上を図るとともに、市民、市、事業者、関係団体が、市に対する誇りを持ち、連携・協働し、まちづくりの担い手として取り組むよう努めることが重要です。

ここに、中小企業の役割とその重要性を理解し、中小企業の振興を重要な政策として位置付けると共に、中小企業の振興を通じて地域経済の循環を促進し、稲沢市に住んでよし、働いてよし、訪れてよしの魅力あふれる豊かなまちとするために、この条例を制定いたします。

【稲沢市民憲章】[昭和39年1月1日制定]

- 郷土を愛し、明るい市といたしましょう。
- 健康で、楽しいらしのできる市といたしましょう。
- 時代にふさわしい、より豊かな市といたしましょう。
- 郷土の文化財を守り、よりすぐれた文化の市といたしましょう。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業（小規模企業を含む）が地域社会の発展及び市民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興についての基本理念を定め、市民、市、中小企業及び関係団体の役割等並びに施策の基本となる方針を定め、これらが相互に連携し、これを総合的に実施することにより、中小企業の活性化を図り、それによって地域経済の持続的な発展、魅力あふれる豊かなまちづくりの推進及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会議所、商工会、観光協会、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業を支援する事業を行う団体及び法人をいう。
- (4) 支援機関 国又は愛知県が所管する中小企業の支援に取り組む公的な機関で、愛知県内に事業所を有する法人及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (5) 大企業 中小企業以外の事業者であって、市内に事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者で、市内に事業所を有するものをいう。
- (7) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに愛知県内に所在する国又は愛知県が所管する公的研究機関をいう。
- (8) 市民 市内に住所を有する者、通勤又は通学する者又は市内で市民活動等を行う個人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、これに基づき推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の自主的な努力及び創意工夫と経営向上に対する主体的な努力が推進されなければならない。
- (2) 中小企業者が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に推進されなければならない。
- (3) 経営資源（設備、技術、知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう）の確保が困難であると認められる小規模企業者に対して、その経営の規模及び形態を勘案し、事業の持続的な発展に向けた支援が推進されなければならない。

- (4) 市民、市、中小企業団体、支援機関、大企業、金融機関及び教育機関が中小企業者とともに、民主的な考えのもと、相互に連携して推進されなければならない。
- (5) 自然環境、地域産品、人材、技術、産業構造その他の市の地域資源を総合的に活用して推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の実態を的確に把握することに努めるとともに、社会経済情勢の変化に対応した、適切な中小企業の振興に関する施策を策定し実施に努めるものとする。

- (1) 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、中小企業者、中小企業団体、支援機関、大企業、金融機関、教育機関及び市民と協力して効果的に行うよう努めるものとする。
- (2) 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争並びに契約の適正な履行の確保に留意しつつ、市内の中小企業の受注機会（新規契約の事業所を含む）の増大に努めるものとし、受注者に対しては市内への再投資を促すように努めるものとする。
- (3) 市は、中小企業の事業発展のために、市内の市街化調整区域の規制を緩和し、優位的円滑に企業立地を推し進め、市外への事業所の移転の抑制に努めるものとする。

(市議会の役割)

第5条 市議会は、基本理念にのっとり、次の号に掲げる役割を担い、多様な主体（地域づくり活動を行うことのできる地域のさまざまな担い手）との意見交換に努めるものとする。

- (1) 市議会は、中小企業等の振興に関し、市の事務執行の精査及び評価、政策企画立案に努めるものとする。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を担い、経済的社会的環境の変化に対応して、自らの創意工夫のもと、事業計画に基づいた新たな事業の展開、販路の開拓に取り組む等、主体的に経営革新、経営基盤の強化等に努めるものとする。

- (1) 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、市の地域資源の利活用、市内での再投資、雇用機会の確保及び人材の育成、従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境整備、その他労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域が取り組むまちづくりの活動に積極的に貢献し、地域社会と協働することで、事業活動を通じて地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。
- (3) 中小企業者は、自らの経営力を強化するため、中小企業団体への加入や支援機関等の活用を積極的に行い、他の中小企業、大企業、金融機関、学校及び市民と交流し、互いの協力によって、一層の事業の発展を図るよう努めるものとする。

- (4) 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興、及び魅力あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第7条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を担い、中小企業の経営の向上、改善及び革新に積極的に取り組むものとする。

- (1) 中小企業団体は、中小企業の実態を把握し自らの事業活動に反映するとともに、会員相互の関係強化の促進、及び他の団体との連携を図るよう努めるものとする。
- (2) 中小企業団体は、市が実施する中小企業の振興及び魅力あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援機関の役割)

第8条 支援機関は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を担い、中小企業に対し、事業活動に有効な国、県、市等の施策や支援事業の情報を提供するとともに、支援機関相互の連携を図り、経営力向上又は経営革新及び創業の支援に努めるものとする。

- (1) 支援機関は、多様化及び複雑化する中小企業の経営課題に対し、課題解決に向けた事業計画の策定等の専門性の高い支援を通じ、中小企業の経営力の強化に努めるものとする。
- (2) 支援機関は、自らの専門性の高い知識及び事業活動を通じて、市が実施する中小企業の振興及び魅力あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第9条 大企業は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を担い、自らの事業活動において中小企業の重要性を認識し、中小企業との連携及び協力に努めるものとする。

- (1) 大企業は、地域経済の振興を図るため、市の地域資源の利活用に努めるものとする。
- (2) 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市が実施する中小企業の振興及び魅力あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するとともに市民と協働し、地域のまちづくり活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- (3) 大企業は、中小企業団体への加入し、相互に連携に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を市や中小企業団体とも連携して担い、中小企業が経営の安定化及び新たな事業展開等の経営革新並びに向上に取り組むことができるよう、中小企業に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

- (1) 金融機関は、市内における起業又は創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。
- (2) 金融機関は、新たな事業展開等における事業計画や資金計画の策定、補助金の支援を積極的に努めるものとする。

- (3) 金融機関は、市内におけるビジネスマッチングや事業承継、海外ビジネスサポート等の支援を積極的に努めるものとする。
- (4) 金融機関は、中小企業が地域経済の発展に果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興及び魅力あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第11条 教育機関は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる役割を担い、社会見学、職場体験活動等を通じてキャリア教育を推進し、次世代の地域の産業経済を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

- (1) 教育機関は、民間企業、国及び地方公共団体との連携を通じた研究開発などにより中小企業の成長、発展に寄与するよう努めるものとする。
- (2) 教育機関は、人材の育成及び研究開発並びにその成果の普及を通じて、市が実施する中小企業の振興及び魅力あふれる豊かなまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第12条 市民は、基本理念を理解し、消費者として市内において生産され、製造され又は加工された物を消費し、市内で提供されるサービスを利用する等により、中小企業の振興が地域経済の持続的な発展、魅力あふれる豊かなまちづくり及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、中小企業の成長及び発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第13条 市は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、関係機関の連携により必要な施策の実施に努めるものとする。

- (1) 経営の安定化
中小企業者の経営資源の強化及び資金調達の円滑化に向けた施策を推進するよう努めるものとする。
- (2) 経営の革新
中小企業者が、自らの創意工夫と主体的な努力によって、新たな事業展開に挑戦することを推進するために、企業立地の促進、新商品及び新技術の成果の普及、販路拡大及び成長が見込まれる分野への進出に必要な支援に努めるものとする。
- (3) 事業の承継
中小企業の経営者の高齢化や後継者不足を解消するために、市内の優良な事業所と事業所のM&A (Mergers (合併) and Acquisitions (買収)) に必要な支援に努めるものとする。
- (4) 創業の推進
大きく変化する社会経済環境の中、創業者の支援、事業者(農業者を含む)の新規事業展開、施策利用等の相談窓口として、稲沢商工会議所、祖父江町商工会・平和町商工会と連携し、創業経営支援センター(通称:スタートアップいなざわ)を通じて、

支援に努めるものとする。

(5) 雇用の推進

市内住民の雇用の促進及び市内求職者並びに市外からの転入による求職者、高齢者や障がい者雇用に対する就労支援に努めるものとする。

(6) 人材育成の支援

中小企業者の事業の継続に資するため、中小企業を担う人材の育成及び事業承継の支援に努めるものとする。

(7) 商店街等の地域内の経済循環の支援

小売業、サービス業及びその他の商業を営む者が行う商店街の事業等、商業の活性化に資すると認める事業への必要な支援に努めるものとする。

(8) 小規模企業の経営支援

小規模企業者に対する中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営の規模及び形態を勘案し、必要な情報を提供することに努めるものとする。

(9) 観光サービスの発展及び需要の創出

歴史的文化財や観光名所を市内外の人に知っていただき、持続可能な観光まちづくりの推進を図るとともに、新たな観光名所の発掘や創出支援に努めるものとする。

(10) 地場産業（植木・苗木生産）や農業の発展及び需要の創出

植木・苗木の日本4大生産地として、耕作放棄地や農地の健全な利用、次世代を担う青年層が将来に夢と希望を抱けるような産業に再び発展させるために、健全経営を目指す計画的な企業になるために必要な支援に努めるものとする。

(11) BCP 事業継続計画（Business Continuity Plan）の支援

経営基盤の脆弱な中小企業が、自然災害やテロ、システム障害や不祥事といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続・早期復旧できる方策を用意し、持続可能な経営戦略を記述した計画書の作成に必要な支援に努めるものとする。

(12) 世界基準の取組（SDG s や DX）への支援

持続可能な開発目標 SDG s（Sustainable Development Goals）や DX（Digital Transformation）に係る取組に寄与することを目的として、中小企業者が進化した IT 技術を浸透させ、経営リスクを回避するとともに、新たなビジネスチャンスを獲得し、持続可能な企業へと発展していくことへ必要な支援に努めるものとする。

(13) 「ゼロカーボンシティ宣言」取組への支援

次世代の子どもたちに、安心して暮らすことができる環境を残し、グリーン社会（環境保全や持続可能な循環型社会等を基盤とする社会）を実現するために、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に向けた取組として、再生可能エネルギーの研究や自然環境の再構築、廃棄物削減事業など環境分野の企業立地や雇用促進、環境対策への投資等、環境問題への取組を施策展開の中心に据え、経済発展と環境保全の両方の課題を同時に解決する支援に努めるものとする。

（地域計画）

第14条 市は、中小企業団体等が作成した中小企業の振興、地域経済の持続的な発展及び魅力あふれる豊かなまちづくりを推進するための地域計画が、市の総合計画の基本理念に

沿っていると認めるときは、当該計画を認定することができる。

- (1) 市は、地域計画の認定をした場合は、当該地域計画を公表するものとする。
- (2) 第1項に規定する認定を受けた地域計画の対象とする地域に事務所等を有する事業者は、当該地域計画を尊重して事業活動を行うものとする。

(施策の推進に係る措置)

第15条 市は、第13条から前条までの中小企業の振興に関する施策の推進にあたっては、中小企業者等の意見を聴取する場(車座会議)を3か月毎もしくは中小企業団体より依頼があった場合に設け、その他の調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を加えその結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する